

令和8年度 第1回 岡崎市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和8年8月6日(木) 13時30分～14時20分

2 場 所 岡崎市役所西庁舎7階 701号室

3 出席者

(1) 委員

ア 被保険者代表

塩澤昭治 加藤智子 高橋京子 牧野由紀子 川喜田美栄子

イ 保険医・薬剤師代表

小出信澄 大島陽太

ウ 公益代表

鈴木雅子 金山直樹 前田麗子 山村栄 鈴木英樹

エ 被用者保険等保険者代表

中村朝幸 名波直治

※ 定員の過半数以上出席のため、会議成立

(2) 理事者及び事務局

福祉部長 加藤健一郎

国保年金課長 小原雄三

国保年金課副課長 鈴木幸宏

主任主査 天野明子 鈴木理香 服部賢二

鈴木勝道

主事 名倉舞衣

4 会議傍聴者

1名

5 議事内容

(事務局)

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから会議を始めさせていただきます。
なお、本協議会は公開扱いとなっております。本日傍聴希望者が1名おみえですので、既に入室していただいております。

また、本日の会議終了時刻は14時30分を予定しております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それではまず始めに、福祉部長の加藤よりご挨拶を申し上げます。

(部長)

皆さんこんにちは。福祉部長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
本日はお忙しい中を、また、連日の猛暑の中を国民健康保険運営協議会に出席を賜りまして、誠にありがとうございます。加えまして、日頃から当市の福祉行政全般に格別のご理解ご協力を賜りまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

さて、岡崎市の国民健康保険の加入者数は、令和7年度末で5万7千人でございます。人口38万人の岡崎市でありますので、ちょうど15%に相当する数ということでございます。加入者数は年々減少傾向にあるわけでございますが、5年前と比較いたしますと、2割ほど減少している状況でございます。一方で、75歳以上の方が加入をいたします、後期高齢者医療保険の加入者数は年々増加をしております、直近で5万4千人規模となっております。国保の加入者とほぼ同数というところでございます。超高齢社会の象徴といえる現象が、ここ岡崎市にも表れているということでございます。

日本の社会保障制度の4つの柱がございますが、その1つであります社会保険制度、これを支えております国民健康保険の事業は、今後、中長期の目線で見て参りますと、保険料水準の統一化に向けました議論や、スケジュール調整がいよいよ国や県において進んで参ります。各市町村は、大きな改正を見据えながら日々の実務となって参りますが、まずは足元の本市の健康保険事業の健全運営を引き続き目指して参りたいと考えております。

さて、この国民健康保険運営協議会でございますが、今年度は3回の開催予定となっております。その第1回目となります本日は、主に国保事業全体の前年度決算について、保険料収納率を中心として、今年度の保険料率についてもお説明したいと思っております。

また、秋に開催予定の第2回の協議会では、加入者の健康づくりを支援いたします健診事業を中心に、そして年明けの開催の第3回では、次年度の事業等について触れて参りたいと思っております。

本日は短い時間ではございますが、委員の皆様から多くのご意見ご助言を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

部長はこの後、他の公務がございますのでここで退席をさせていただきます。

次に委員の交代が2名ございますのでご紹介をさせていただきます。保険医または保険薬剤師を代表する委員として、岡崎市医師会 金子佳史委員に変わしまして、伊藤潔委員。まだ本日お見えになっておりません。

被用者保険等保険者を代表する委員としまして、デンソー健康保険組合 永井立美委員に変わしまして、NTPグループ健康保険組合 中村朝幸委員。以上の方にご就任いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。岡崎市国民健康保険運営協議会規程第4条によりまして、議長を前田会長にお願いいたします。

(議長)

それでは、ただいまから議長を務めさせていただきますのでよろしくご協力お願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議に欠席の連絡がありました委員の報告をいたします。欠席の委員は高村委員、鶴田委員でございます。まだお見えになっていない委員もございますが、岡崎市国民健康保険規則第三条第1項による定足数に達していますので、会議は成立いたします。

では、ただいまから令和8年度第1回岡崎市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本会議の議事録署名者の選出でございますが、前例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(委員)
異議なし

(会長)
ご異議ないようですので、議事録署名者は鈴木雅子委員と川喜田委員にお願いいたします。
それでは議題に入ります。
議題 1 令和 7 年度国民健康保険事業状況報告についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局)
それでは、議題 1 令和 7 年度岡崎市国民健康保険事業状況報告についてご説明いたします。
資料 1 ページをお願いします。

1 被保険者の状況です。

被保険者数は短時間労働者の被用者保険の適用拡大と、団塊世代の後期高齢者医療保険制度への移行により減少しています。岡崎市の世帯数及び被保険者数の推移をご覧くださいますと、年々減少傾向であることがわかります。
今後も 2035 年にかけて、被用者保険の適用拡大が段階的に行われ、全国で約 180 万人の国保加入者が減少すると推計されていることから、さらに被保険者数の減少が進む見通しです。
資料 2 ページをお願いします。

2 経理状況です。

表の上段、歳入から順に主なものを説明させていただきます。
まず歳入について、決算総額、㉑319 億 1,716 万 3,637 円で、決算額の前年度比は 98.6%と減少いたしました。

歳入の中心となる 1 款：国民健康保険料は、国民健康保険事業費納付金が減になったことにより、前年度比 98.4%で、1 億 2,204 万 4,218 万円の減となりました。

4 款：国庫支出金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修が完了し、補助金の交付がなかったことにより、前年度比 0.4%で、2,014 万 4 千円の減となりました。

5 款：県支出金は、前年度比 100.3%で、5,714 万 7,156 円の増となっております。これは、歳出の医療費等の保険給付費が増加したことにより、その財源となる県から交付される県支出金が増加したことによるものです。

7 款：繰入金は、一般会計からの繰入金で、財政調整基金の繰入金の減額などから、前年度比 89.1%で、3 億 3,379 万 3,099 円の減となりました。

一番下の表をご覧ください。繰入金の内訳ごとの決算額です。

ア：保険基盤安定繰入金から、カ：財政安定化支援事業繰入金までの繰入金については、地方財政措置が講じられ、一般会計から繰り入れすることになっています。また、キ：その他一般会計繰入金については、市町村独自に実施している福祉医療及び保険料減免分等を繰り入れています。その他一般会計繰入金の内訳として、右下の表の、ケ：決算補填等目的の繰入金は 0 円となっておりますが、これは赤字補填を目的とした繰り入れは行っていないという結果を表しております。

続いて歳出についてご説明いたします。真ん中の表をご覧ください。

決算総額㉒の 315 億 6,254 万 5,620 円で、決算額の前年度比は 98.9%と減少いたしました。

た。

2款：保険給付費は、医療費の増加により前年度比 100.2%、4,863 万 3,300 円の増となりました。

3款：国民健康保険事業費納付金は、県の財政運営の財源として納めるものです。県からの提示額が減少したことにより、前年度比 96.0%、4 億 1,148 万 6,705 円の減となりました。

4款：保健事業費は、システム標準化に係る改修費用等の減などにより、前年度比 92.3%、2,774 万 3,838 円の減となりました。

歳入決算総額④から歳出決算総額⑤を差し引いた額は、⑥の 3 億 5,461 万 8,017 円であり、この金額中には、国県補助金等の返還金等、⑦の 3,176 万 9 千円を含むため、④から⑦を差し引いた実質的な収支総額は、⑧の 3 億 2,284 万 9,017 円となりました。また、⑧の全額を国民健康保険財政調整基金に積み立てております。

続きまして、資料の 3 ページをお願いします。

3 年度別保険料収納状況です。

(1) 年度別推移をご覧ください。令和 7 年度の現年度分収納率は 94.7%で、前年度と比較して 0.2%増加しております。また、滞納繰越分は 28.1%で、前年度と比較して 2.3%下がりましたが、現年度分の割合が大きいため、全体の収納率としては上昇しております。保険料は国民健康保険事業を支える重要な財源です。そのため、収納係を中心に課全体で収納率向上に取り組んでおります。

取り組み内容については、(2) 令和 7 年度の収納取り組みに記載させていただきました。滞納初期の段階では、コールセンターによる昼間、夜間の電話催告及び休日電話催告を実施しました。納付機会・相談窓口として、休日の相談窓口及び平日、夜間の納付窓口を開設しました。滞納防止のため国保の資格取得時に、キャッシュカードによる即時口座振替手続きが可能なペイジーを活用した口座登録を、本庁では令和 4 年 4 月 1 日から、さらに令和 8 年 1 月からは、岡崎支所、岩津支所、矢作支所でも開始しました。また、当初納入通知書に口座振替依頼書を同封するなど勧奨を行いました。未納者には収納員の訪問による納付指導や納付催告を行いました。

また、国民健康保険法等の法令に基づき、職員による財産調査を行い滞納処分を強化することで、収納率の向上に努めて参りました。

引き続き、滞納者の納付資力を見極めるため、滞納者の財産や生活状況の調査を行い、納期内納付をしている納付者との公平性を見ながら、適切な滞納処分を行うよう努めて参ります。

議題 1 の国民健康保険事業状況報告についての説明は以上でございます。

(議長)

説明は終わりました。ただいまの説明について、ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

県の支出金と納付金について教えていただきたいのですが、県の支出金が前年度決算額から増えています。納付金は前年度比で減っています。この関係を教えていただきたいのと、県の一本化については今どのようになっているのか、また令和 7 年度で何か変わったことがあったのかをお聞かせください。

(事務局)

県支出金が増えた理由につきましては、歳出の医療費等の保険給付金が増加することによって、その財源となる県から交付される県支出金が増加したことによるものです。また、国民健康保険事業費納付金が減った理由としましては、被保険者数の減少によるものと考えております。

最後のご質問で県下の統一のお話というのがございましたが、令和7年度中では大きな動きは特にはなかったのですけれども、ここへ参りまして、少し前倒しという考え方が出てきております。そちらについては、今後協議を進めていくという方向性で動いていくという状況でございますので、またそちらの方につきましては状況に応じて、こういった機会に、ご報告をさせていただくこともあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

前倒しということは、具体的にもう少し早めてこの年度にするとか具体的なものが出てきていますか。

(事務局)

国の方の動きという言い方になってしまいますが、当初、令和18年度で動くとなっていたところを、令和15年度でという提案がございまして、令和15年度までに移行することを目指しつつ、遅くとも令和18年度までには移行するという方向性ということで、3年ほど前倒しというか、早くできないかというような動きがあるというのが実情でございます。

(委員)

もう1つ、ここでお伺いした方がいいのかどうか分かりませんが、今回も収納の取り組み、要するに払えない人たちへの対応、指導など行われて多分ご苦労されていると思います。今年度の保険料が上がっているということで、これ以上上がった生活ができないというところですが。この仕組み自身は、法律の中でやられることでありますし、国が補助金を減らしてきていることに対する問題だと思うんですが、無保険の方、保険を持っていない方は、以前からこれお聞きしていて、なかなか国民健康保険だけでは、調査するのは難しいという一言で終わっているんですけど。先日私が受診をしに行ったときに、その前に並んでいた若い男性が、保険証を持っていない、発熱をしている、いくらかかりますかと聞いて、1万円ぐらい超えるかもしれません。払えませんかと言って帰って行かれたんですね。その後本当に受診をされたのかどうかすごい気になっているんですけど、こういう形で、今は元気でいいけれど、やっぱり何かあるときに10割は払えない、あるいは高い保険料が払えないという方も結構おみえになると思うんですね。これ国民健康保険だけではとてもできないことで、もちろん社保もおありになりますけれど、やはり福祉の所と組んで、1度調査をされた方がいいのではないかなと思うんですが。ちょっと外れるかもしれませんが、他にお聞きする場がないので、お聞きをしたいと思います。

(事務局)

今私どもが把握できる範囲というのが、社会保険離脱後に誤って社会保険で医療機関を受診した方で、国民健康保険の加入の手続きをなさっていない方は、把握をして加入勧奨をさせていただいております。そういう中で、当然必要だということで加入してこられる方はおみえになりますし、委員のおっしゃるように、それに対して反応が無い方も、残念ながらおみ

えになるということを把握しております。

ただ、誠に申し訳ないのですが、全ての保険のどこかに入っているのではないかという調査というのは、被用者保険も含めていろんな保険が数多ある中で、ちょっと把握ができないというのが実情でございまして。私どもで言うと、例えば保険を持ってないという方で、ご病気になられる方というのは、例えば福祉相談の窓口ですとか、そういったところでアプローチをさせていただいているというのが現状でございます。

今のところはそういった取り組みでやらせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

(委員)

なかなか難しいというのは承知で質問させてもらっているんですけど、毎年、全日本民主医療機関連合会というところが、700ヶ所の全国の病院で診療や歯科を対象に、死亡事例を分析したときに、48人の方が窓口負担が払えないという理由で、未受診あるいは治療中断で重症化に繋がって亡くなっているという事例があります。48人が多いか少ないかということはあるかもしれませんが、1人の命として見たら、その人に保険があり医療が適用できることで、救えた命があるのかなということを思います。

ですので、1つの提案ですけど、これはもう全庁的にやらないといけないことだと思うんです。無保険になっている若い人も含めて、1度そういった視点で、調査をお願いしたいと提案をさせていただきます。

(議長)

ご意見として承っておくということでよろしいでしょうか委員。

(委員)

はい。

(議長)

それでは他にご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

(委員)

資料2ページの経理状況についてうかがいたいと思います。
再掲の中で、7款繰入金のところをご説明いただきましたけれど、記号で言うと「キ」のその他一般会計繰入金。その投資においては決算補填目的の計上ではないということで認識しております。

その上の、保険料減免分等ということで、令和6年度、令和7年度の決算額として2億8,000万ほどの金額が計上されております。今後、県下統一に向かう中で、この部分というのは事務局としてどのように考えていかれるご予定か、方向性があれば、お示しをいただきたいと思います。というのは収支のバランスをみますと、㉔ー㉕のところでは3億2,200万の黒字ということで資料記載があるわけですけど、一般会計繰入金が2億8,000万ほどありますが、保険を保持するにあたって、この繰り入れがないと黒字を保持できないのか。資料を見て感じたものですから、そのあたりが分かりましたらお願いいたします。

(事務局)

保険料減免等とありますけれど、保険料の減免分と、福祉波及分の2点を繰り入れていきます。今後、県の中で独自減免を認めていくかどうかというところで話し合いがあるとは思いますが、そこで認められなければ繰り入れる必要はなくなりますので、今後の検討、県内での協議次第という形にはなってくると考えております。

福祉波及分につきましては、繰り入れをしなくても保険料で徴収できるように、課として努力をしていくわけですが、ただ現段階といたしましては、福祉波及分の繰り入れをやめるという予定はございません。

(委員)

承知しました。

(議長)

他にご質問がおありになる方はいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

令和7年度の収納取り組みというところを拝見させていただくと、あの手この手で非常に大変なことであると思うのですが、すごいろいろなことを駆使されて、未収の方に対して収納を働きかけていただいているというのがよく分かりました。収納をされる方の人数が、かなり少ない人数でやってらっしゃる中でも、こういう取り組みをしていただけているということで、本当に私としては非常に評価しているのですが、これをやられたことで、令和7年度の未収納だった方がどれぐらい、支払いに向けて動いてくださっているのかということは分かりますでしょうか。

(事務局)

具体的に何かこういった取り組みで、どれぐらいの人数が未納者から完納に至ったかというところにつきましては、把握が非常に難しくできておりません。というのは、保険料は皆さんご承知のとおり年8期で納めます。年8期の中で、納期限を過ぎた期を残してしまっている方が納めたら一旦は完納者になります。ただ、次に納期限がくる期をまた残してしまうと、未納者になっていく。そういうことをどんどん繰り返しているものですから、数字的に人数というのは、なかなか把握しづらいのが現状でございます。

ただ私どもが令和7年度から取り組んでいるのが、現年度、令和7年度に賦課されたものをできるだけ令和7年度中にお納めいただくという形で取り組んでおります。というのは、やはりですね、翌年度に繰り越してしまうと、それだけ徴収が難しくなって参ります。

もう1点は、きちんとその方の財産状況を見極めて、業務を進めて参りたいと考えております。具体的に申しますと、実は私、保険料ではないんですけど、税の方で25年ほど徴収業務をやらせていただいて、去年からこの国保年金課に来たんですけども、徴収業務というのはこの方が徴収できる方なのか、それとも現状の生活状況で徴収が困難な方なのか、そういった点の見極めをして、速やかに取るか落すかの判断、欠損という形になりますけども、そういった判断を下していくというのが、スムーズな徴収業務に繋がっていると思いますので、現時点そういったことを目指して業務を進めております。現年の収納率が上がってくれば、当然のことながら、翌年度に繰り越す金額が減ってくる。先ほど人数は把握してないと申し上げましたが、繰り越しの金額が減ってくれば、それだけ手をかけなくてはいけない人数が相対的に減って参ります。現年重視を繰り返していくことで、滞納繰り越した人

も少しずつ減ってくる。減ってくる中で、また現年重視で仕事をしていける、スムーズな財政運営にも繋がってくると思っておりますので、そういったところを目指して今進めている最中でございます。今年度それを目指した中で、令和6年度に比べて0.2%でございますが、収納率が向上したというのが実情でございます。

(委員)

保険料の減免措置もあると思うので、そこと併せて、払えない方の支援というか、そちらに繋げていっていただければなと感じているところです。

(議長)

他にご質問はございませんでしょうか。

(委員)

先ほど減免のお話が出たので、確認をしたいんですけど、この2億8千万円のうち、福祉波及分というのはどれぐらいになるのか。

それから減免分というのは大きな法定減免だと思っていたんですけど、岡崎市独自で行っている減免というのは、この中のどれだけですか。法令に定める以外の独自減免です。

(事務局)

正確な数字がすぐ出ないで申し訳ないんですけど、おおよそですが福祉波及分が2億1千万ほどで、減免分が7千万ほどになっております。

(委員)

福祉波及分の2億1千万は独自減免ということですか。具体的には、障がいとか、非課税の減免に当たるということですか。

(事務局)

福祉波及分というのは、岡崎市の独自でやっている福祉医療受給者証の関係です。こちらを持っていることで、持っていない方と比べると、医療に掛かりやすい、診療に行きやすいというところで、その分の医療費が余分に掛かっているということから、一般会計から繰り入れるというものになっています。

(議長)

他にご質問はございませんでしょうか。

(事務局)

一番最初の鈴木雅子委員からのご質問の中で、保険料統一で令和7年度の主な事業のご質問があったと思いますが、そちらで大きな動きはなかったとお答えをさせていただきましたが、保険料の完全統一の前に、納付金ベースでの統一がございまして、県内の中でも医療費の大きい小さいということがありまして、納付金の算定で、医療費水準を加味する医療費指数反映係数というものがございます。令和6年度までは医療費指数反映係数が「1」とついていたのですが、そこを納付金ベースの統一でなくしていくというのが第一段階にございます。令和7年度から0.2ずつ下げまして、5年間かけて、令和11年度までにゼロにしてい

く計画になっておりまして、その初年度になっております。

(議長)

議題1についてのご質問は、あとはよろしいでしょうか。

次に議題に移ります。議題2は、令和8年度岡崎市国民健康保険料率についてです。事務局から説明願います。

(事務局)

議題2 令和8年度岡崎市国民健康保険料率についてご説明させていただきます。資料4ページをお願いします。

1 令和8年度国民健康保険料率についてです。

市町村は、県が決定した国民健康保険事業納付金を県へ支払うために保険料を賦課し徴収します。保険料で集めることが必要な総額を賦課総額といい、その賦課総額を保険料で徴収することができるように、保険料率を算定いたします。岡崎市国民健康保険条例の規定により算定いたしました、令和8年度の国民健康保険料率は上の表のとおりとなります。

令和8年度に子ども・子育て支援納付金分が新たに追加され、区分が4本立てとなりました。

また、その各々で、賦課総額を所得割が52%、均等割が29%、平等割が19%で按分し料率を計算しています。

子ども・子育て分の均等割については、他の区分と異なる点がありますのでご説明させていただきます。子ども・子育て分の均等割が賦課される対象者は、4月1日時点で18歳以上の被保険者であり、18歳未満は全額軽減されます。18歳未満で軽減された均等割は、18歳以上均等割額として18歳以上の被保険者に再分配されます。

下の表は、令和7年度の比較表ですので参考にご覧ください。

被保険者数の減少により、県に納める国民健康保険事業納付金の総額は減少しておりますが、1人当たりの医療費は増加傾向にあることから、1人当たりの納付金額は増加しております。そのため、基金を活用し保険料率の上昇を抑制することに努めました。

続きまして、5ページの保険料モデルケースについて説明いたします。

5ページをご覧ください。このモデルケースでは、介護分を含まないモデル世帯で試算しております。上の表は65歳以上の夫婦2人のモデル世帯、下の表が30歳代の夫婦と小学生の子供2人を持つ家族4人のモデル世帯を想定した試算です。なお、4人世帯の子ども・子育て分の均等割に関しては、18歳未満の被保険者は全額軽減されるため、夫婦2人で計算しております。

初めに試算表についてご説明させていただきます。左から順に、世帯の収入、世帯の所得、

(A) が令和7年度の保険料、(B) が令和8年度の保険料。(B) - (A) が前年度比較。次が子ども・子育て分のみ金額。(C) が令和8年度の保険料から子ども・子育て分を除いた金額で、一番右の(C) - (A) が子ども・子育て分を除いた前年度比較です。所得階層別で試算しております。モデルケースではありますが、一番右の(C) - (A) 欄の子ども・子育て分を除いた場合の比較では、7割軽減世帯を除いて、年間200円から3,500円の減額となり、子ども・子育て分を含んだ(B) - (A) 欄では、税制改正の影響が比較的少なかったと考えておりますが、年間で1,000円から1万3,100円の増額となります。引き続き、保険料の上昇を抑制するため基金を活用し、急激な負担増を抑えるように努めます。なお、(B) - (A) 欄で大幅な減額となっている階層は2割軽減と5割軽減の該当所得が拡大されたこと

により、新たに2割軽減の対象世帯となった、又は令和7年度は2割軽減であったが、令和8年度は5割軽減が適用をされた結果、大きく減額となっております。

次の6ページにつきましては、介護分を含んだモデル世帯での保険料試算です。上の表が40歳以上65歳未満の夫婦2人のモデル世帯、下の表が40歳代の夫婦と、小中学生の子ども2人を持つ家族4人のモデル世帯を想定した試算です。4人世帯の子ども・子育て分の均等割に関しては、18歳未満の被保険者は全額軽減されるため、夫婦2人で計算しております。参考としてご覧いただければと思います。

(議長)

説明は終わりました。ただいまの説明についてご質問はございませんでしょうか。

(委員)

今年度から子ども・子育て分が入るということで、前からも言っていますが、保険にほとんど関係のない児童手当の拡充であるとか、妊婦に対する手当ですとか、本来は児童福祉でやるべきことがここになぜ乗っかるのだろうかなど、それが保険料に乗っかってくる、本当にちょっと腹立たしく思っていますが。

それでですね、5ページと6ページ分かなりやすい表を作っていました。5ページの介護分がない方の世帯の方は、ほとんどが先ほど言われたように、子ども・子育て分がなければ減額になっている。ところがですね6ページの方は、子ども・子育て分を抜いたとしても、増額のところがほとんどないですね。この理由は何でしょうか。介護分について料率が上がっている、あるいは均等割が上がっている、この辺が影響しているかどうか。なぜ、介護が入った方は上がっているのか。

(事務局)

委員が言われたとおり、まず一番大きな理由といたしましては、今回から子ども・子育て分が入っておりますので、その部分の影響は大きいというのはございますが、介護分が入っている世帯と、入っていない世帯で増減がでている理由といたしましては、おっしゃっていただいたように保険料率が大きく影響を受けております。4ページの下の方、保険料率比較と書かれた資料をご参照ください。こちらは8年度、7年度の比較をさせていただいております。

医療分、後期分につきましては所得割、平等割ともに減額をしております。均等割につきましては若干増額となっておりますが、全体としては減少傾向となっております。そのために介護分を含まないところにつきましては、マイナスという試算結果になっておりますが、介護分につきましては、所得割、均等割、平等割ともに増額となったことにより、介護分を含んだ試算モデルとしては、プラスという結果になっております。

(事務局)

今の説明に対して補足ですが、なぜ保険料率が上がったのかというところについては、県に支払う納付金が医療分と後期分は下がっているのですが、介護分は上がっているため、料率計算した結果がこのようになったということでございます。

(委員)

ということは、総じて介護にかかる費用が上がっているっていう考えですか。

(事務局)

おっしゃるとおり、介護の費用負担が増えるのは、介護保険が使われることで負担が増えている認識であります。

(議長)

他にご質問はございませんでしょうか。

本日の議題はこれですべて終了といたします。本日はご多忙の中、岡崎市国民健康保険運営協議会の議事につきまして慎重にご審議を賜り誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第1回岡崎市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

6 閉会の日時

令和8年8月6日(木) 14時20分 閉会

令和 年 月 日

岡崎市国民健康保険運営協議会

会長 _____
(職務代理者)

委員 _____

委員 _____

令和 8 年度 第 1 回
岡崎市国民健康保険運営協議会
資 料

令和 8 年 8 月 6 日
福祉部 国保年金課

議題 1 令和 7 年度 国民健康保険事業状況報告について

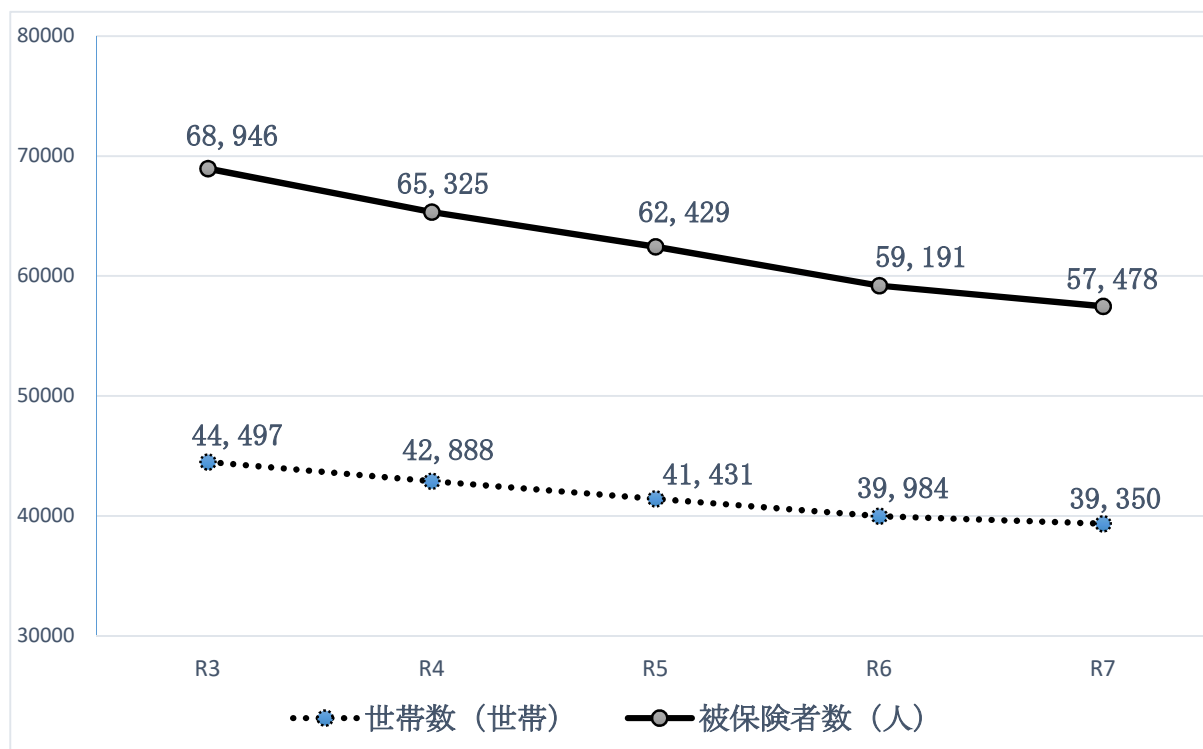
1 被保険者の状況

被保険者数は、短時間労働者への被用者保険の適用拡大及び団塊世代の後期高齢者医療保険制度への移行を背景に減少している。今後も被用者保険の適用拡大が段階的に行われる予定であり、被保険者数の減少が進む見通しである。

世帯数及び被保険者数の推移

年度末(3月31日)現在

年度	R3	R4	R5	R6	R7
世帯数（世帯）	44,497	42,888	41,431	39,984	39,350
被保険者数（人）	68,946	65,325	62,429	59,191	57,478



2 経理状況

歳 入

区分(款)	令和6年度	令和7年度			
	決算額①	予算額	決算額②	決算増減額③(①-②)	前年対比④(②/①)
	円	円	円	円	%
1 国民健康保険料	7,810,116,561	7,524,517,000	7,688,072,343	△ 122,044,218	98.4
2 一部負担金	679,893	1,000	0	△ 679,893	0.0
3 使用料及び手数料	37,600	22,000	49,600	12,000	131.9
4 国庫支出金	20,227,000	2,000	83,000	△ 20,144,000	0.4
5 県支出金	21,240,471,631	21,616,457,000	21,297,618,787	57,147,156	100.3
6 財産収入	5,430,808	15,368,000	15,367,325	9,936,517	283.0
7 繰入金	3,054,122,866	3,231,930,000	2,720,329,767	△ 333,793,099	89.1
8 繰越金	19,646,000	46,906,000	46,906,000	27,260,000	238.8
9 諸収入	231,869,564	60,247,000	148,736,815	△ 83,132,749	64.1
合計	32,382,601,923	32,495,450,000	③ 31,917,163,637	△ 465,438,286	98.6

歳 出

区分(款)	令和6年度	令和7年度			
	決算額①	予算額	決算額②	決算増減額③(①-②)	前年対比④(②/①)
	円	円	円	円	%
1 総務費	651,154,189	723,465,000	680,584,875	29,430,686	104.5
2 保険給付費	20,623,280,311	21,527,953,000	20,671,913,611	48,633,300	100.2
3 国民健康保険事業費納付金	10,239,325,427	9,827,841,000	9,827,838,722	△ 411,486,705	96.0
4 保健事業費	361,583,802	353,830,000	333,839,964	△ 27,743,838	92.3
5 基金積立金	5,430,808	15,368,000	15,367,325	9,936,517	283.0
6 諸支出金	47,086,687	45,993,000	33,001,123	△ 14,085,564	70.1
7 予備費	0	1,000,000	0	0	0.0
合計	31,927,861,224	32,495,450,000	④ 31,562,545,620	△ 365,315,604	98.9

歳入決算総額③ - 歳出決算総額④ 354,618,017円 ⑤
国県補助金等返還金等 31,769,000円 ⑥
⑤ - ⑥ 322,849,017円 ⑦

(再掲) 繰入金

繰入金の内訳		令和6年度決算額	令和7年度決算額
		円	円
ア 保険基盤安定繰入金		1,673,260,900	1,658,448,544
イ 未就学児均等割繰入金		15,574,569	14,276,646
ウ 産前産後保険料繰入金		7,152,275	4,743,218
エ 職員給与費等繰入金		613,603,479	560,808,590
オ 出産育児一時金繰入金		57,162,742	44,352,902
カ 財政安定化支援事業繰入金		106,834,000	108,173,000
キ その他一般会計繰入金		280,534,901	279,526,867
ク 財政調整基金繰入金		300,000,000	50,000,000
合 計		3,054,122,866	2,720,329,767

その他一般会計繰入金内訳

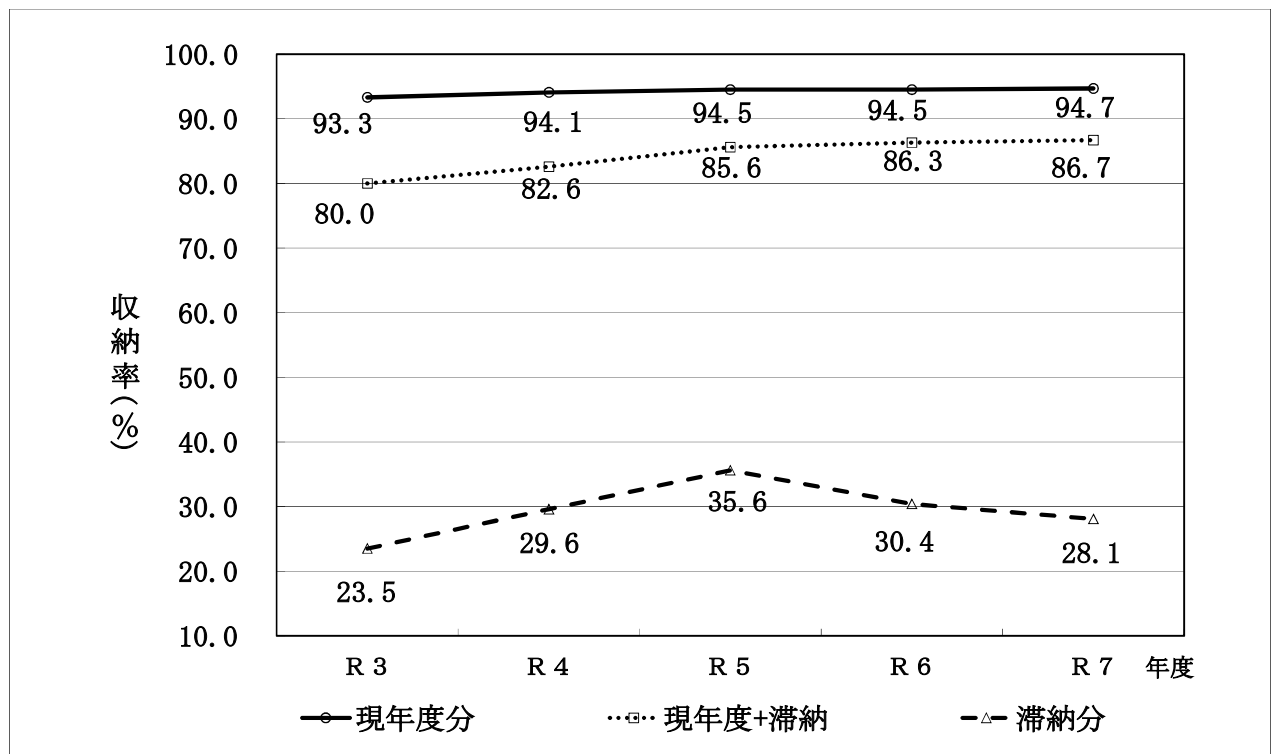
その他一般会計繰入金内訳	令和6年度決算額	令和7年度決算額
	円	円
保険料減免分等	280,534,901	279,526,867
決算補填等目的	0	0

POINT
・決算補填等目的とみなされるものについては、計画的に削減解消を目指すこととされており、実施している市町村は保険者努力支援制度においてマイナス評価を受ける。

3 年度別保険料収納状況

(1) 年度別推移

		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
現年度分	調定額	7,609,376,000 円	7,527,683,900 円	7,827,045,200 円	7,898,298,000 円	7,800,466,500 円
	収納額	7,100,606,488 円	7,081,478,267 円	7,397,169,396 円	7,461,269,373 円	7,387,271,932 円
	収納率	93.3 %	94.1 %	94.5 %	94.5 %	94.7 %
滞納繰越分	調定額	1,789,015,755 円	1,620,062,244 円	1,389,080,826 円	1,147,637,252 円	1,068,637,022 円
	収納額	419,632,996 円	479,103,146 円	494,531,671 円	348,847,188 円	300,800,411 円
	収納率	23.5 %	29.6 %	35.6 %	30.4 %	28.1 %
合 計	調定額	9,398,391,755 円	9,147,746,144 円	9,216,126,026 円	9,045,935,252 円	8,869,103,522 円
	収納額	7,520,239,484 円	7,560,581,413 円	7,891,701,067 円	7,810,116,561 円	7,688,072,343 円
	収納率	80.0 %	82.6 %	85.6 %	86.3 %	86.7 %



(2) 令和7年度の収納取組

- ・収納向上対策として、コールセンターによる昼間・夜間電話催告及び休日電話催告を実施。
- ・納付機会・相談窓口として、休日納付相談窓口及び平日夜間納付窓口を開設。
- ・滞納防止のため、新規国保加入者が手続きする際にペイジー口座振替受付サービスを使用した口座登録（令和8年1月から岡崎支所、岩津支所、矢作支所でも開始）、当初納入通知書に口座振替依頼書を同封するなどの勧奨。
- ・未納者には、収納員による臨戸訪問による納付指導・納付催告を実施。
- ・給与・預貯金等の財産調査の徹底、適時滞納処分を実施。

議題 2 令和 8 年度 岡崎市国民健康保険料率について

1 令和 8 年度国民健康保険料率

岡崎市国民健康保険条例の規定により算定しました令和 8 年度の保険料率は下表のとおりとなります。

区分(構成割合)	所得割(52%)	均等割(29%)	平等割(19%)	賦課限度額
医 療 分	0.0717	29,830円	30,340円	670,000円
後 期 分	0.0245	10,430円	10,600円	260,000円
介 護 分	0.0234	10,530円	7,930円	170,000円
子ども・子育て分	0.0023	1,040円	1,050円	30,000円

《参考》保険料率比較

区分		所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医 療 分	R8	0.0717	29,830円	30,340円	670,000円
	R7	0.0723	29,600円	30,540円	660,000円
	増減	△ 0.0006	230円	△ 200円	10,000円
後 期 分	R8	0.0245	10,430円	10,600円	260,000円
	R7	0.0246	10,330円	10,650円	260,000円
	増減	△ 0.0001	100円	△ 50円	0円
介 護 分	R8	0.0234	10,530円	7,930円	170,000円
	R7	0.0227	10,210円	7,730円	170,000円
	増減	0.0007	320円	200円	0円

国民健康保険料モデルケース試算

(1) 医療分+後期分+子ども・子育て分

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(B)	(B)-(A)	子ども・子育て	(C) 子ども除く	(C)-(A)
			R7 限度額 医療 66万円 後期 24万円	R8 限度額 医療 67万円 後期 26万円 子ども 3万円	前年度比較		R8 限度額 医療 67万円 後期 26万円	前年度比較
2 人 世 帯 (大 人 2)	788万円	600万円	660,700	673,100	12,400	15,900	657,200	△ 3,500
	677万円	500万円	563,800	574,600	10,800	13,600	561,000	△ 2,800
	554万円	400万円	466,900	476,100	9,200	11,300	464,800	△ 2,100
	430万円	300万円	370,000	377,600	7,600	9,000	368,600	△ 1,400
	296万円	200万円	273,100	279,100	6,000	6,700	272,400	△ 700
	235万円	改正後 2割軽減 (157万円以下)	231,400	211,800	△ 19,600	5,100	206,700	△ 24,700
	232万円	R7 2割軽減 (155万円以下)	205,200	209,800	4,600	5,000	204,800	△ 400
	170万円	改正後 5割軽減 (105万円以下)	156,800	123,200	△ 33,600	2,900	120,300	△ 36,500
	169万円	R7 5割軽減 (104万円以下)	119,500	122,200	2,700	2,900	119,300	△ 200
	108万円	7割軽減 (43万円以下)	36,200	37,200	1,000	900	36,300	100

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(B)	(B)-(A)	子ども・子育て	(C) 子ども除く	(C)-(A)
			R7 限度額 医療 66万円 後期 24万円	R8 限度額 医療 67万円 後期 26万円 子ども 3万円	前年度比較		R8 限度額 医療 67万円 後期 26万円	前年度比較
※ 4 人 世 帯 (大 人 2 子 ど も 2)	788万円	600万円	740,500	753,600	13,100	15,900	737,700	△ 2,800
	677万円	500万円	643,600	655,100	11,500	13,600	641,500	△ 2,100
	554万円	400万円	546,700	556,600	9,900	11,300	545,300	△ 1,400
	430万円	300万円	449,800	458,100	8,300	9,000	449,100	△ 700
	393万円	改正後 2割軽減 (271万円以下)	421,700	388,500	△ 33,200	7,700	380,800	△ 40,900
	388万円	R7 2割軽減 (267万円以下)	377,700	384,600	6,900	7,600	377,000	△ 700
	250万円	改正後 5割軽減 (167万円以下)	280,800	224,500	△ 56,300	4,300	220,200	△ 60,600
	246万円	R7 5割軽減 (165万円以下)	218,500	222,500	4,000	4,300	218,200	△ 300
	108万円	7割軽減 (43万円以下)	60,100	61,300	1,200	900	60,400	300

※医療4人 子ども・子育て分2人

(2) 医療分+後期分+介護分+子ども・子育て分

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(B)	(B)-(A)		(C) 子ども除く	(C)-(A)
			R7 限度額 医療 66万円 後期 24万円 介護 17万円	R8 限度額 医療 67万円 後期 26万円 介護 17万円 子ども 3万円	前年度比較	子ども・子育て	R8 限度額 医療 67万円 後期 26万円 介護 17万円	前年度比較
2 人 世 帯 (大 人 2)	788万円	600万円	815,200	832,400	17,200	15,900	816,500	1,300
	677万円	500万円	695,600	710,500	14,900	13,600	696,900	1,300
	554万円	400万円	576,000	588,600	12,600	11,300	577,300	1,300
	430万円	300万円	456,400	466,700	10,300	9,000	457,700	1,300
	296万円	200万円	336,800	344,800	8,000	6,700	338,100	1,300
	235万円	改正後 2割軽減 (157万円以下)	285,400	261,600	△ 23,800	5,100	256,500	△ 28,900
	232万円	R7 2割軽減 (155万円以下)	253,100	259,100	6,000	5,000	254,100	1,000
	170万円	改正後 5割軽減 (105万円以下)	193,300	152,100	△ 41,200	2,900	149,200	△ 44,100
	169万円	R7 5割軽減 (104万円以下)	147,400	150,900	3,500	2,900	148,000	600
	108万円	7割軽減 (43万円以下)	44,600	45,800	1,200	900	44,900	300

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(B)	(B)-(A)		(C) 子ども除く	(C)-(A)
			R7 限度額 医療 66万円 後期 24万円	R8 限度額 医療 67万円 後期 26万円 介護 17万円 子ども 3万円	前年度比較	子ども・子育て	R8 限度額 医療 67万円 後期 26万円	前年度比較
※ 4 人 世 帯 (大 人 2 子 ど も 2)	788万円	600万円	895,000	912,900	17,900	15,900	897,000	2,000
	677万円	500万円	775,400	791,000	15,600	13,600	777,400	2,000
	554万円	400万円	655,800	669,100	13,300	11,300	657,800	2,000
	430万円	300万円	536,200	547,200	11,000	9,000	538,200	2,000
	393万円	改正後 2割軽減 (271万円以下)	501,600	465,000	△ 36,600	7,700	457,300	△ 44,300
	388万円	R7 2割軽減 (267万円以下)	451,000	460,100	9,100	7,600	452,500	1,500
	250万円	改正後 5割軽減 (167万円以下)	331,400	267,900	△ 63,500	4,300	263,600	△ 67,800
	246万円	R7 5割軽減 (165万円以下)	260,200	265,500	5,300	4,300	261,200	1,000
	108万円	7割軽減 (43万円以下)	68,500	69,900	1,400	900	69,000	500

※医療4人 介護2人 子ども・子育て分2人